

マイナ保険証をご利用ください！

健康保険証は、2024年12月2日に廃止され、マイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行しました。マイナンバーカードをお持ちでない方や、保険証の利用登録をしていない方は、手続きをしてマイナ保険証を使ってみましょう。

マイナ保険証を利用するメリット

その1 データに基づく、より良い医療が受けられる

過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師と共有されるため、データに基づいたより良い医療が受けられます。特に救急時に持病が確認できるなど、スムーズな対応が可能になります。

その2 自身の健診情報を確認でき、健康管理が充実

「マイナポータル」※を利用すれば、健診記録や薬剤情報を閲覧できるので、きめ細やかな健康管理ができます。

その3 医療機関で、限度額以上の支払いが不要に

医療費が高額になったときに、「限度額適用認定証」を提示しなくても、その医療機関での自己負担限度額以上の支払いが不要になります。

その4 転職や転居をしても、保険証の切り替えが不要

転職や転居をした場合でも同じマイナンバーカードで受診できます。



その5 医療費控除の確定申告が簡単に

医療費控除を受けるための確定申告で、領収書を提出する必要がなくなり、簡単な手続きで行えるようになります。

その6 電子処方箋で、薬の受け取りがスムーズに

紙の処方箋に代わる「電子処方箋」を簡単に利用でき、処方の待ち時間が短縮されるなど、薬の受け取りが便利になります。



※「マイナポータル」は、マイナンバーカードを使った行政のオンライン窓口です。

マイナンバーカードを保険証として利用するには？

STEP 1 マイナンバーカードを申請

まずはマイナンバーカードを作ります。次の4通りの中から申請方法を選択できます。

- ①スマホやパソコンなどを使いオンライン申請をする。
- ②郵送で申請する。
- ③証明写真機から申請する。
- ④自治体の役所・役場で申請する。



STEP 2 マイナンバーカードを保険証として登録

マイナンバーカードを受け取ったら、保険証の登録をします。次の4通りの中から登録方法を選択できます。

- ①医療機関・薬局の受付に設置してあるカードリーダーで登録する。
- ②スマホやパソコンなどを使い、「マイナポータル」から登録する。
- ③セブン銀行ATMから登録する。
- ④自治体の役所・役場で登録する。

【マイナンバーカードの健康保険証利用方法】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html



マイナ保険証の詳細は、当健康保険組合のホームページにも掲載しています！

【マイナ保険証への移行について】

<https://www.olympus-kenpo.or.jp/casestudy/case001-4.html>



【健康保険Q&A（マイナ保険証）】

<https://www.olympus-kenpo.or.jp/info/qa/index.html#02>

